

地震防災規程

第1 目的

この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく**東海地震注意情報発表時**及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この規程は、
に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第3 防災対策推進組織

- 1 長を、この規程に基づく防災対策推進責任者（以下「防災責任者」という。）とする別表 の防災対策班を編成する。
- 2 防災対策班の任務を別表 の任務分担表に定める。

第4 地震予知対応策

1 平常時の措置

- (1) 防災責任者は、地震に備え別表 の防災対策班の任務分担に基づく備蓄品等の確保等に努める。
- (2) 月と 月、防災対策班は任務分担における各施設、設備等の点検項目に従い点検整備を行い、その結果を防災責任者に報告する。
- (3) 警戒宣言発令時から地震発生時に備え、別表 の地震防災隊（自衛消防組織）の組織と任務分担を作成する。

2 **東海地震注意情報発表時**から警戒宣言発令時までの措置

- (1) **東海地震注意情報**を知った者は、直ちに 長又は他の責任ある者に報告する、報告を受けた 長はテレビ・ラジオ等を通じて情報確認のうえ、地震防災隊を立ち上げ警戒宣言発令時に備え別表 の**東海地震注意情報発表時**実施項目表に基づく準備及び別表 の地震防災対策チェック表による点検と措置をとるよう指示する。
- (2) **東海地震注意情報**の への伝達は、混乱防止に十分配慮して放送設備等により、別記1に定める放送文例等をもって伝達を行う。

3 警戒宣言発令時の措置

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った者は、直ちに地震防災隊の隊長に報告する。
報告を受けた隊長は、地震防災隊各班長に警戒宣言発令を伝える。
- (2) 隊長は、地震防災隊の任務分担に基づく各施設等の点検、確認及び活動等、地震発生に備えるよう指示する。
- (3) 警戒宣言発令の への伝達は、隊員が任務分担に基づく配置に付いた時点で放送設備等により、別記2に定める放送文例等をもって伝達を行う。

第5 営業の停止

警戒宣言が発令されたときは、
の営業を中止する。

第6 避難

- 1 隊長は、警戒宣言が発せられたとき 内にいる を、 外に誘導するよう隊員に指示する。
- 2 隊長は、地震防災隊各班の任務分担に基づく措置が整ったときは、隊員を除く他の従業員等は帰宅させる。
- 3 及び従業員等が交通機関等の都合で帰宅できないときは、隊長は地区内の避難場所にこれらの者を誘導する。

第7 時間外の対策

営業時間外に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、 長は、地震防災隊各班長を招集し地震防災隊任務分担に基づく措置をする。

第8 地震発生時の措置

- 1 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に各班協力して消火活動にあたる。
- 2 地震により負傷者等が生じたときは、総括班を中心に救護活動にあたる。

第9 地震発生後の措置

- 1 隊長は、別表 の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。
- 2 隊長は、 内に在る者の所在を確認し、不明者等がいる場合は直ちに防災機関等に通報するとともに各班に救護活動を指示する。

第10 教育、訓練及び広報

- 1 防災責任者は、従業員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、従業員に市及び町内会等が行う防災教育を受けさせる。
- 2 防災責任者は、大規模な地震に係る防災訓練を年1回以上行うほか、従業員を市及び町内会等が行う防災訓練に参加させる。

1 東海地震注意情報発表時

様に、東海地震に関連する情報をお知らせします。
只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。
この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、こ
れが大地震に結びつく可能性がおおきいと思われる時点で発表されます。
今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。』

2 警戒宣言発令時

様に、お知らせします。
本日 時 分、東海地震についての警戒宣言が発令されました。
警戒宣言の内容は、只今から数時間から2～3日以内に東海地方を中心と
する地震が発生する恐れがあるとのことです。
本日の はこれをもちまして終了させていただきますので、
の誘導に従い、落ち着いて避難してください。

別表 防災対策班の組織

防災責任者	(担当班)	(担当責任者)
	総括班 情報伝達班 出火防止班 消火班 避難誘導班	

別表 防災対策班の任務分担

総括班	、	準備	点検
	食料、飲料水、医薬品等の 落下、転倒防止その他損壊防止の 組織の	確保 措置 運営	点検 点検
	チェック表等各種書類の	作成	
	非常持出品の	選定	点検
情報伝達班	、	準備	点検
	放送設備等の	設置	点検
出火防止班	、	準備	点検
	ボンベ、燃料タンク等の	固定	点検
消火班	、	準備	点検
	消防用設備等の	設置	点検
避難誘導班	、	準備	点検
	避難路等の避難用図面等の	作成	
	非常口、廊下等の障害物の 避難誘導器具等の	除去 設置	点検 点検

別表

地震防災隊

	判 別	班 長	任 務 分 担
隊長 (長) (防災責任者)	総括班		組織の運営 チェック表に基づくチェック 非常持出品の準備、搬出 負傷者等の救護活動
	情報伝達班		防災機関等からの情報収集 各班への情報伝達 客等への情報伝達
	出火防止班		火気使用器具等の使用停止 バルブ閉止等の燃料停止
	消火班		消火設備等の作動確認 消火活動体制の確保 火災時の消火活動
	避難誘導班		客等の避難誘導

別表

東海地震注意情報発表時実施項目表

実 施 項 目
警戒宣言発令に伴う関係書類の準備
地震防災対策チェック表による点検
備蓄品等の点検
不足物資の手配

別表 地震防災対策チェック表

実施事項	東海地震注意情報発表時適否	措置	警戒宣言発令時適否
転倒防止は			
階段・通路の障害物は			
棚等からの落下物は			
火気使用器具の停止は			
LPGボンベ等の固定は			
発電機の燃料は			
主要出入口の開放は			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
乾電池の確保は			

東海地震注意情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

別表

地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れか所はないか		
漏水か所はないか		
油漏れはないか		
LPGボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能はよいか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放はよいか		
建物の損壊等危険か所はないか		
窓ガラスの破損等危険か所はないか		
屋外看板等に危険か所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	